

加工食品の表示とは

■ 義務表示と任意表示

名 称	
原材料名	
内 容 量	00000
賞味期限	0000000000
保存方法	
販売者	

⚠お取り扱い上の注意

栄養成分表示(1	00g当たり
エネルギー	000 kca
たんぱく質	0 g
脂 質	0 g
炭水化物	0 g
ナトリウム	0 g



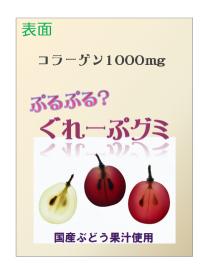
食品表示とは

「消費者が商品を知るための大切な情報源」です。



パッケージ以外にも「POP」「インターネット」などで表示する 場合も法規制を守る必要があります。

食品のパッケージには、 様々な情報があふれています。





お客様は、

「パッケージに表示された情報」 をもとに商品を選びます。

これらの情報には、法令で定められた「義務表示事項」や、任意で記載される表示があります。

17

表示の構成

「義務表示」と「任意表示」

法律などに基づいて、必要な情報を **養務表示** 消費者に提供する。

・安全・品質・リサイクル情報 など

任意表示

どのような製品なのか、表示が推奨 される情報や企業が消費者に伝え たい情報を提供する。

・特徴・付加価値・リスク情報 など

食品の表示に関わる主な法律

法律の名称

食品表示法

計量法

資源有効利用促進法(リサイクル法)

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

その他:食品衛生法、JAS法、健康増進法、酒税法、 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、 医薬品医療機器等法(薬機法)、商標法、 製造物責任法、公正競争規約、個別ガイドライン など 19

食品表示法で表示される事項

衛生

添加物 賞味・消費期限 保存方法 アレルゲン 製造所 安全に係る表示のため、 間違えると回収に!

衛生·品質共通

名称遺伝子組換え

品質

原材料名 原料原産地名 内容量 原産地 原産国名 食品関連事業者等

保健

栄養成分表示 機能性表示

具体的な義務表示内容(国産品の表示)

「加工食品」の原則的な表示は、次のような内容が、各々の表示項目のルールに従って表示されています。

名 称 焼菓子
原材料名 鶏卵(国産)、砂糖、小麦粉、植物油脂、全粉乳、脱脂粉乳、洋酒/トレハロース、乳化剤(大豆由来)、膨脹剤、香料、着色料(カロテン)
内 容 量 6個
賞味期限 枠外右下に記載
保存方法 直射日光をさけ、涼しい所で保存してください。
製造者 〇〇菓子株式会社福島県〇〇市〇〇町1−1

栄養成分表示 (1個当たり) /熱量126kcal、たんぱく質 3g、脂質 9g、 炭水化物 12g、食塩相当量 0.2g (推定値)

福島県〇〇市〇〇町8-8

その食品を表す一般的な名称を表示

原材料に関する情報として「食品原料」「添加物」「アレルゲン情報」「原料原産地」「遺伝子組換え情報」などを表示

内容重量や個数を表示

未開封で、いつまで食べられれるのかを表示

期限まで商品を日持ちさせるための 保存方法を表示

製造者や加工者など、商品の表示に責任を持つ者を表示

商品の販売を行う者を表示

栄養成分表示として「食品単位」「熱量」「たんぱく質」「脂質」 「炭水化物」「食塩相当量」を表示 2

安全に食べてもらうための任意表示

安全

義務表示であるアレルギー表示と同様に、 食品を安全に食べてもらうための 「任意表示」が企業を守るために重要と なっています。

適切な注意喚起表示は、リスクを軽減します。

23

乳児の腸内でボツリヌス菌の芽胞

が発芽し、ボツリヌス菌が増殖して 乳児の腸内で毒素を産生する

①蜂蜜の注意喚起表示

-乳児ボツリヌス症-2017年、生後6か月の男児の 死亡事故が発生しました。

ジュースに蜂蜜を混ぜた離乳食を食べたことによるものです。

乳児ボツリヌス症

ハチミツにボツリヌス芽胞が 混入することがあるが、ハチ ミツ内でボツリヌス菌が増殖 することはない

食品表示基準Q&Aの改正

「はちみつ」だけでなく、「はちみつを含む食品」に対しても、 乳児ボツリヌス症に関する注意喚起を行うことが望ましい とされました。



② こんにゃくゼリーの注意喚起表示

食品による窒息事故についての リスク評価を行いました。

食品安全委員会は、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品について食品健康影響評価(リスク評価)を 行いました。その背景や方法、結果などについてご紹介します。



一口あたり窒息事故頻度(注1)(単位:×10-8[1億分の1])

一口あたり窒息事故頻度の数値は、仮に日本全国で、1億人の人がその食品を一口、口に入れるとして、その1億口あたりで窒息事故が起こる頻度を意味します。

食品(群) ケース1-1 (注2) 餅 6.8~7.6 ミニカップゼリー 2.8~5.9 1.0~2.7 こんにゃく入り ミニカップゼリー 0.11~0.25 肉類 0.074~0.15 魚介類 0.055~0.11 果実類 0.053~0.11 米飯類 0.046~0.093

本文へ 独立行政法人 国民生活センター

詰まるおそれがあります。

小さなお子様や高齢者の方は 絶対にたべないでください 本品は弾力性があり、そしゃく力の弱い 小さなお子様や高齢者の方はのどに



採用情報

NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

相談事例·判例

相談 紛争解決 /情報受付

研修·相談員資格 /研修施設

~~~ お願い ~~~

ライブラ

現在の位置:<u>トップページ</u> > <u>相談事例・判例</u> > <u>消費者問題の判例集</u> > こんにゃく入りゼリーによる死亡事故に関する製造物員 [2016年8月:公表]



こんにゃく入りゼリーによる死亡事故に関する製造物責任

本件は、こんにゃく入りゼリーを食べた幼児(当時1歳9カ月)がのどに詰まらせ窒息死した事故につい て、その両親らが、食品に危険性があり、食品の警告表示が不十分だったとして、製造会社に対しては製造 物責任法3条および不法行為責任、会社取締役に対しては、会社法に基づき損害賠償を請求した事例であ

裁判所は、原告の請求を棄却した原審の判断を維持し、食品自体に危険性は無く、本件警告表示も不十分 ではないとして控訴を棄却した。(大阪高裁平成24年5月25日判決〈確定〉、LEX/DB)